宮城県行政評価委員会公共事業評価部会
（令和８年度第１回）

日時：令和８年８月 20 日（木曜日）
　　午前 10 時から正午まで
場所：宮城県行政庁舎 11 階　第二会議室（対面）

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 (1) 令和 8 年度公共事業再評価について
 (2) 令和 8 年度公共事業再評価の審議について（河川・港湾）
4. その他
5. 閉会

阿部行政評価班長：ただいまから「令和 8 年度第 1 回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」を開催いたします。本日は対面方式による開催となりますが、御発言の際はお手元のマイクを御使用願います。
また、ハウリングの恐れがありますので、御発言の時以外はマイクの電源をお切りいただくようお願いいたします。
はじめに、開会に当たりまして、宮城県企画部長の梶村和秀より御挨拶を申し上げます。

梶村企画部長：本日は宮城県行政評価委員会公共事業評価部会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。
また、日頃より県政の推進につきまして貴重な御助言をいただいておりますことを、この場をお借りして深く感謝申し上げます。
今年度の公共事業再評価につきましては、土木部が所管する 6 つの事業、道路事業が 2 件、河川事業が 2 件、砂防事業が 1 件、港湾事業が 1 件について御審議いただくこととしております。いずれの事業も、県民の安全・安心な暮らしと地域経済を支える極めて重要なインフラ整備でございます。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。お寄せいただいた意見を踏まえ、我々もしっかりと県民の皆様に対して説明責任を果たし、事業を適切に推進させてまいりたいと考えております。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

阿部行政評価班長：続きまして、本日お集まりの委員の皆様を紹介させていただきます。お配りしている次第の次ページに出席者名簿がございますので、その順に御紹介いたします。
はじめに、部会長をお願いしております、吉田朗委員でございます。
続きまして、内田美穂委員でございます。
北辻政文委員でございます。
髙橋美穂委員でございます。
三戸部佑太委員でございます。

なお、副部会長をお願いしております庄子真岐委員及び越村俊一委員からは欠席との報告を受けております。委員の皆様には、円滑な議事進行への御協力をお願い申し上げます。

なお、県職員につきましては名簿での御紹介に代えさせていただきます。また、企画部長の梶村でございますが、ほかの公務のためにこれにて退席させていただきます。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。本日は、吉田部会長をはじめ、5名の委員に御出席いただいております。宮城県行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により当会議は公開といたします。また、正確な議事録の作成のため、本会議につきましては録画等を行わせていただきますので、御了承願います。

傍聴に際しましては、本会場に掲示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。また、写真撮影や録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、吉田部会長にお願いいたします。

吉田部会長：委員の皆様、本日はお忙しいところ、今年度最初となる公共事業評価部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

部会長を務めさせていただきます吉田でございます。今年度も皆様と共に、本部会の審議を進めてまいりますこと、大変心強く感じております。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、令和8年7月28日に発生いたしました令和8年熊本地震や、8月13日に発生いたしました令和8年8月千葉豪雨をはじめ、本県におきましても梅雨前線に伴う記録的な大雨により、県北部において土砂崩れが発生し、国道108号が通行止めになるなど、県民生活に影響を及ぼす被害が発生いたしましたように、近年は全国各地で自然災害が頻発化・激甚化しております。

被災された皆様に深くお見舞いを申し上げますとともに、こうした災害を目の当たりにするたび、地域住民の命と財産を守るインフラ整備や、防災・減災対策といった公共事業の果たす役割の重要性を改めて痛感させられているところでございます。

一方で、県の財政状況や急速な社会情勢の変化等に伴い、公共事業の推進にあたっては、これまで以上に効率性や透明性、そして必要な事業の厳選が求められております。事業の妥当性や投資効果を客観的な視点で厳格に見極め、行政が県民の皆様へ丁寧な説明責任を果たす上で、評価プロセスの透明性を確保することが、本評価部会に課せられた重要な使命でございます。

本日御審議いただく案件におきましても、今後の地域社会の安全・安心、そして発展に寄

与するものとなりますよう、委員の皆様の専門的な知識と御見識に基づく活発かつ多角的な御議論を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年度の部会での審議が実り多いものとなりますよう、皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

吉田部会長：それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、お手元の資料 1 を御覧ください。令和 8 年度公共事業再評価については、7 月 24 日付けで知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。この諮問を受けて、行政評価委員会条例第 6 条第 1 項及び行政評価委員会運営規程第 2 条の規定により、本部会において調査・審議を行うこととなっており、本日皆様に御出席いただいているところです。

それでは、令和 8 年度公共事業再評価の全体概要について、事務局から説明をお願いいたします。

佐々木企画・評価担当課長：それでは、今年度の公共事業再評価について御説明いたします。

資料 2 の 1 ページを御覧ください。公共事業再評価の目的は、「2. (1)」に記載のとおり、公共事業の効率性及び透明性の向上のため、着手後一定期間を経過したものについて、事業継続の妥当性を再検討するものです。

評価の対象は「2. (2)」の①から⑤に記載のとおりですが、今回評価いただく 6 つの事業については、「② 事業着手年度から 10 年度以内に完了が見込まれない事業」に該当する道路事業が 2 件、砂防事業が 1 件、港湾事業が 1 件となっております。また、「③　再評価後 5 年度以内に完了が見込まれない事業」として、河川事業が 2 件となっております。

評価の基準につきましては、「2. (3)」の①から⑤に記載のとおりであり、5 つの基準に沿って県としての自己評価を行い、「再評価調書」を取りまとめております。

次に、2 ページを御覧ください。「評価の流れ」をお示ししております。フロー図を御覧ください。フロー図の 2 番及び 5 番に記載のとおり、調書及び要旨を公表の上、8 月 9 日まで各事業に対する県民の皆様からの意見募集を行いました。また並行して、3 番の知事から宮城県行政評価委員会への諮問を受け、本日、4 番に該当する公共事業評価部会において御審議をいただくものです。

本年度は再評価件数が 6 件であり、1 件あたりの審議時間等を確保するため、今回の第 1 回部会では、河川事業 2 件と港湾事業 1 件の 3 件について御審議いただきます。残りの道路事業 2 件と砂防事業 1 件の 3 件については、第 2 回部会において御審議いただく予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後、当部会において御審議いただいた後に、委員会から県に対して答申を行います。県はその答申を踏まえて最終結果を「評価結果」として確定させ、評価書を公表し、議会への報告へとつなげていく流れとなります。

資料２の３ページには「再評価調書」の概要を記載しておりますが、後ほど各事業担当課から詳細な説明がございますので、私からの説明は割愛させていただきます。

次に、資料３を御覧ください。県民意見の提出状況について御説明いたします。令和８年度公共事業再評価調書について、７月 24 日から８月９日までの 17 日間、県民の皆様から御意見を募集いたしました。「3.（1）及び（2）」にあるとおり、募集に当たっては、県のホームページ、県政だより、ラジオ、メールマガジン、Facebook、X（旧 Twitter）に加え、県庁及び仙台を除く各地方振興事務所の県政情報コーナー、県議会図書室において資料を公表いたしました。また、事業実施市町村に御協力をいただき、加美町、蔵王町、大和町、美里町、涌谷町の広報紙に掲載していただくなど、広く周知に努めましたが、結果として、意見の提出はございませんでした。

次に、資料４を御覧ください。今年度の部会等の開催予定でございます。本日の第１回部会終了後、９月８日に現地調査、11 月 13 日に第２回部会、11 月 18 日に第３回部会を予定しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、資料５を御覧ください。今回審議対象となる事業における「便益の考え方」をまとめた資料となります。左から、事業名、効果項目、効果概要、効果算出方法、効果算出に使用したマニュアル、各事業の費用便益を記載しております。

河川事業におきましては、「直接被害」及び「間接被害」の２項目から便益を計上しております。港湾事業におきましては、「輸送コスト削減便益」「残存価値」を計上しております。河川事業、港湾事業ともに、国の最新のマニュアルに基づいて費用便益分析を行っておりますが、事業により使用するマニュアルは異なっております。費用便益の算出方法が一目でわかるよう、本資料を準備いたしました。参考として御活用いただければと存じます。

続きまして、資料６、資料７を御覧ください。資料６は、河川事業と港湾事業の「再評価調書」、資料７は「再評価調書の説明資料」です。この後、事業担当課より詳細な説明をさせていただきますが、主な説明は資料７により説明することになります。

議事（1）「令和８年度公共事業再評価について」の説明は以上となります。

吉田部会長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、御質問や御意見はございませんか。

特になければ、以上で議事（1）を終了いたします。

吉田部会長：引き続き、議事（2）に入ります。事業担当課から事業について説明をいただき、質疑応答の時間を設けます。３つの事業全体で 11 時 40 分頃まで審議を進めたいと思います。

なお、事業ごとの質疑応答の後に、本日の審議内容について委員の皆様の了承が得られた場合は、「継続妥当」と判断するか、あるいは答申に向けて意見を付すかどうかなど、部会としての意見の大まかな方向性をまとめる時間を設けたいと思います。

最終的な審議結果は、本日の意見を踏まえ、今後開催を予定している第3回部会において決定したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今回の対象事業は全て土木部所管の6事業です。第1回部会では河川2事業、港湾1事業について審議し、第2回部会では道路2事業、砂防1事業について審議した上で、第3回部会において最終的な答申案の取りまとめを行う予定です。

それでは、河川課から説明をお願いいたします。

塚原河川課長：ただいま御紹介にあずかりました、宮城県土木部河川課長の塚原です。私からは、今回の公共事業再評価の対象となる河川2事業の概要について、資料7を用いて御説明いたします。スライド番号は配布資料の右下にも記載されておりますので、こちらも参照しながら御覧ください。

はじめに、資料7の1ページを御覧ください。田尻川の事業概要について御説明いたします。

事業名は「広域基幹田尻川河川改修事業」、国土交通省所管の補助事業になります。全体事業費は287億4千万円、採択年度は、昭和43年度、完成目標年度は令和40年度としておりまして、前回評価時の完成目標である令和20年度から、20年間延伸しております。評価対象理由ですが、平成20年の前回評価時から5年以上が経過し、現在も事業継続中であるためです。

「1事業の概要」です。箱囲みを御覧ください。田尻川の河川改修の目的ですが、本川の河道改修とともに、上流部の化女沼（けじょぬま）ダムによる洪水調節を行うことで、山地からの流出、及び下流部江合川本川の水位上昇による排水不良等を解消し、沿川の氾濫を防止するものです。また、支川である佐賀川（さがわ）、百々川（どどがわ）、美女川（びじょがわ）についても、支川流域内の流出量を処理し、田尻川本川の背水（バックウォーター）の影響を解消して沿川の氾濫を防止するものです。事業内容につきまして、右側の平面図を御覧ください。河川改修延長は支川を含め3万699mとなっており、前回評価時から事業概要に変更はありません。黒着色が整備済み箇所、緑色が未整備箇所、紫色がダム事業による整備箇所を示しております。田尻川は、平面図右側の江合川との合流付近にある唐崎水門（からさきすいもん）から化女沼ダム導水路合流点までの間が概成しており、現在は支川である佐賀川の河川改修を重点的に進めているところです。左側には田尻川の現在の施工状況及び佐賀川の現況の写真を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて、2ページを御覧ください。

「2 事業の進捗状況等」、「(1) 事業内容」についてです。現在、事業費ベースでの進捗率は37.6%であり、用地進捗率は44.8%となっております。未着手区間の用地取得における交渉に時間を要していることや、各年度の事業費配分の見直しにより、完成目標年度を20年延伸することといたしました。

次に「(2) 事業費」についてですが、全体事業費につきましては、前回評価時の230億4千万円から、今回は287億4千万円に増額となっております。この57億円の増額要因につ

いては、資料 7 の 5 ページ左側のグラフを御覧ください。近年の労務単価及び資材価格の高騰に伴い、労務物価上昇による増額分として約 48 億円を見込んでおります。また、週休 2 日制の導入等の働き方改革にかかる現場条件の変化に伴う諸経費率の上昇分として、約 9 億円の増額を見込んでおります。

2 ページにお戻りください。「(3) 事業の進捗状況」です。令和 7 年度末までの事業費ベースでの進捗率は 37.6%となっております。

「(4) 事業を巡る社会経済情勢等」です。当該流域は過去に幾度も浸水被害が発生している地域です。特に大きな被害としては、平成 14 年 7 月の台風 6 号において、浸水家屋 74 戸、浸水面積 683ha という甚大な被害が発生しました。洪水氾濫により県道や市道が冠水し通行止めとなるなど、交通途絶に伴う周辺地域への波及被害が生じ、沿川の集落や農業施設が冠水するなど、社会経済活動に大きな影響を及ぼしております。

「(5) 期待される効果」です。田尻川本川においては、上流部の河川改修が完了すると、治水安全度が 1/50 確保されます。また、支川の佐賀川では、現在進めている河川改修、百々川においては河道掘削等が完了すると、治水安全度が 1/10（10 年に 1 回の大雨に耐えうる規模）まで確保されます。

このほか、事業の進捗に伴い浸水被害が軽減され、交通途絶等の被害抑制に寄与するなど、交通インフラやライフラインの確保が期待されます。

「(6) 代替案との比較検討」です。田尻川本川及び支川の佐賀川、百々川においては、①及び②に示しているとおり、本川についてはダムによる洪水調節、支川については、水門設置による自己流堤方式が、経済性や被害軽減の面から最適案として計画されております。

「(7) コスト縮減計画」です。築堤材に現場内の発生材を有効活用するなどしてコスト縮減を実現しており、今後も土砂の有効利用を図ってまいります。

「(8) 費用対効果」です。費用便益比 (B/C) は、前回評価時の 1.49 に対して、今回は 3.47 と向上しております。費用便益比 (B/C) の増加要因については、2 河川の事業説明後に、別途資料を用いて御説明いたします。

最後に「3. 評価」です。対応方針案として、「(2) 理由」に示すとおり、整備済み区間においては浸水被害が軽減されており、事業効果が着実に発現しております。

未整備区間につきましても、浸水被害を軽減し、県民の安全・安心を確保するため、事業継続として、行政評価委員会へ諮問をお願いしたいと考えております。

続きまして、多田川の事業概要を御説明いたします。資料 7 の 3 ページを御覧ください。事業名は「広域基幹多田川河川改修事業」、国土交通省所管の補助事業になります。全体事業費は 319 億 7 千万円、採択年度は、平成 4 年度、完成目標年度は令和 40 年度としており、前回評価時の完成目標である令和 20 年度から、20 年間延伸しております。評価対象理由ですが、平成 18 年の前回評価時から 5 年以上が経過し、現在も事業継続中であるためです。

次に「1. 事業の概要」です。箱囲みを御覧ください。多田川の改修目的です。多田川の本川及び各支川は、下流区間において災害復旧や水害予防組合等により築堤の施工がなされ、

上流区間においては、局部的な改良が実施されておりました。その後、昭和61年の大水害をはじめ、令和元年の東日本台風、令和4年7月洪水など、これまで浸水被害が頻発しており、早急な河川改修が求められております。

このため、堤防等を整備することにより、同地区の洪水被害の軽減を図るものでございます。

事業内容について、平面図を御覧ください。

河川改修延長は、多田川本川のほか、支川である大江川（おおえがわ）、渋井川（しぶいかわ）、渋川（しぶかわ）、多田川を挟んで名蓋川と位置しており、支川を含め3万3,900mであり、前回評価時から変更はございません。黒色が整備済箇所、緑色が未整備箇所となっております。多田川は、直轄管理境界から図面中央にある東北自動車道までの約1.5㎞区間において治水安全度1/20が確保されています。また、支川である大江川の捷水路（しょうすいろ）整備が令和3年度に完了しております。現在は、多田川と渋井川の合流点にある排水機場の整備及び多田川上流部の河道掘削を重点的に進めております。左側には大江川の完成状況及び渋井川の施工現況の写真を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

4ページを御覧ください。「2.事業の進捗状況等」の「(1) 事業内容」です。

現在、事業費ベースでの進捗率は61.1%、用地進捗率は73.7%となっております。多田川は各支川において橋梁や樋門（ひもん）・樋管（ひかん）が多数存在しており、河川改修に合わせた統廃合に係る、各関係機関との調整に多くの時間を要することや、各年度の事業費配分の見直しにより、完成目標年度を、前回評価時の令和20年から20年延伸し、令和40年としております。

「(2) 事業費」です。前回評価時の245億円から、今回は319億7千万円となっており、労務・物価上昇及び働き方改革に係る諸経費率上昇に伴い、74億7千万円の増額となっております。この増額要因については、5ページの右側を御覧ください。

多田川の事業費増額の要因につきましては、社会的要因の変化として物価変動や働き方改革にかかる諸経費率上昇により、全体事業費は、前回評価時の245億円から、74億7千万円を増額となり、319億7千万円となっております。多田川の事業費増額の内訳としましては、田尻川と同様、デフレータ推移を示しておりますが、労務・物価上昇に伴い、高騰しております。労務・物価上昇による増額分として約68億7千万円、働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額分として約6億円を見込んでおります。

4ページにお戻りください。

「(3) 事業の進捗状況」です。令和7年度末までの事業費ベースでの進捗率は61.1%となっております。

「(4) 事業を巡る社会経済情勢等」です。当該流域は過去に幾度も浸水被害が発生しており、特に大きな被害として、平成14年の台風6号時に浸水家屋122戸、浸水面積588haの甚大な被害が生じました。前回の再評価以降も、平成27年関東・東北豪雨、令和元年東日本台風及び令和4年7月洪水など、各支川で、度々堤防決壊が生じており、市道の通行止め、集落や農業施設の冠水など、社会経済活動に大きな影響を与えております。

「(5) 期待される効果」です。支川である大江川については、令和３年度に捷水路及び遊水地の整備が完了したことにより、沿川における洪水被害が減少しております。多田川本川及び他の支川については、築堤等の河川改修が全て完了すると、治水安全度 1/50 が確保されます。このほか、事業の進捗に伴い、浸水被害が軽減され、交通途絶等の被害抑制に寄与するなど、交通インフラやライフラインの確保が期待されます。

「(6) 代替案との比較検討」です。多田川と支川の渋川・渋井川・名蓋川については、ダム案及び遊水地案と比較検討を行いましたが、両案ともに、多くの用地買収が必要であること、ダム案については、複数のダム設置が必要となるなどの理由により、現川拡幅を基本とする現河川改修が最適案として計画されております。

「(7) コスト縮減計画」です。築堤材料を隣接する他の公共工事からの建設発生土を有効利用することにより、コスト縮減を実現しており、引き続き土砂の有効利用に努めてまいります。

「(8) 費用対効果」です。費用便益比(B/C)につきましては、前回評価時の 4.44 に対して、今回は 15.39 となっております。

最後に「3. 評価」です。対応方針案ですが、整備済み区間については浸水被害が軽減され、着実に事業効果は発現しています。

このため、未整備区間についても、浸水被害を軽減し、県民の安全・安心を確保するため、事業継続として、行政評価委員会へ諮問をお願いしたいと考えております。

続きまして、便益の増加要因について補足説明いたします。6 ページ目を御覧ください。便益（B）の増加要因は大きく 2 点あります。

変化要因①として、河川事業の便益算定を行う基準である「治水経済調査マニュアル」の改定があります。現行のマニュアルは、令和 7 年 7 月に改定となっておりますが、令和 2 年度の改定により、公共土木施設等被害の算定方法が変更となりました。改定点は主に 2 点あり、1 点目は公共土木施設や農地・農業用施設の被害額の算定方法です。従来の古いマニュアルでは、家屋、家庭用品などの一般資産被害額からの率計算としていたものから、農地面積等に基づく積上計算へと変更になったものです。

この変更により、田尻川や多田川のように、流域内に占める農地面積の割合が非常に高い河川においては、便益が増加する傾向になっております。

2 点目は、近年の水害データをもとに、被害率等を見直したものです。マニュアル改定により被害額の算定は、浸水深毎の被害率を用いており、便益が増加する傾向となっております。

続きまして 7 ページを御覧ください。変化要因の②です。前回の評価時で採用していた氾濫解析と比較し、詳細な地形データが入手可能になったこと、モデルを使用した解析精度が向上したことにより、精度の高い氾濫区域と浸水深が算出できるようになったことが変化要因として挙げられます。計算精度が高くなり、より実際の被害額に近づいた算定が可能となったことにより、便益が増加しているものです。

8ページを御覧ください。田尻川の費用便益の分析について、前回評価と今回の費用便益の比較をグラフで示しております。

3パターン示しており、左側は前回評価時、中央に浸水範囲のみ変更した旧基準による算定結果、右側は現行の基準による算定結果となります。2つの棒グラフのうち、青色の棒グラフが総費用、複数の色で構成されているものが総便益となります。

現行基準による算定結果の棒グラフを御覧ください。田尻川については、流域における農地の割合が高いため、農地農業用施設に対しての被害防止便益が2,580億円となるなど、便益が大幅に増加しております。

9ページを御覧ください。多田川も流域における農地の割合が高いことや、支川の大江川では背後に市街地があることから、農地農業用施設と一般資産の部分において、便益が大幅に増加しております。

駆け足となりましたが、河川事業の説明は以上でございます。

吉田部会長：ありがとうございました。ただいまの御説明について、御質問や御意見はございませんか。河川事業全体についてでも、個別の河川事業についてでも構いません。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

北辻委員：教えていただきたい点が2点あります。

まず1点目ですが、完成目標を20年間伸ばすという最大の理由は「用地の確保ができていないため」という理解でよろしいでしょうか。

塚原河川課長：20年間延伸する理由についてですが、事業進捗率は、お示ししたとおり、田尻川で37.6%、多田川で61.1%と、現時点の進捗に留まっており、依然として膨大な面積の用地買収が必要な状況にあり、用地交渉において権利者との合意形成に時間を要していることが要因です。また、多田川においては、上流部に多くの橋梁や樋門・樋管が多数存在しているため、河川改修に合わせた統廃合に係る関係機関との調整に多大な期間を要することから、20年の延伸をお願いするものです。

北辻委員：もう1点、5ページの補足資料にあるデフレータの推移についてです。このデフレータの上昇を示すグラフを見ると、令和5年から令和8年にかけて値が横ばいの平行線になっています。

しかし、現実にはここ数年、円安の影響や人手不足の影響等から、資材価格や労務費が高騰していますが、この最近の急激な物価上昇がグラフに加味されていないように見えるのですが、いかがでしょうか。

もし直近の物価高騰が反映されていないとすれば、実際の事業費は提示されている金額よりもさらに高騰する可能性が極めて高いのではないかと懸念しております。そのあたり

の詳細を御説明いただけますでしょうか。

庄子河川整備班長：このグラフで使用している国の最新デフレーターは「令和５年度」までの公表データに基づいているため、直近の令和６年、７年、８年の急激な高騰分につきましては、この推計に反映できていないのが実情です。

塚原河川課長：将来の物価動向がどうなるかという見極めは非常に難しい部分であり、現時点で入手可能な最新データを用いて算出すると今回の金額（田尻川287.4億円、多田川319.7億円）となります。将来的にさらに高騰が激化した場合、さらに事業費が膨らんでしまう可能性は否定できません。

北辻委員：ここ数年の傾きは、それ以前の推移に比べてさらに急勾配になっているはずだと思います。資材・労務費も高騰しているため、令和２年度から令和５年度の傾きよりも、令和５年度から令和８年度の傾きは急激に上昇する可能性が大きいと想定します。そうしたときに、順次、事業費について見直しを行い、対応することは可能なのか。場合によっては、予算的な制約により、さらに工期を延期するなどの対策がでてくるのではないかと懸念されますが、現時点では、判断はできないという理解でよろしいでしょうか。

塚原河川課長：現在、入手できる最新のデータにより事業費を算出しておりますが、委員御指摘のとおり、最近の物価上昇の影響は大きいと認識しております。次回、事業が完成していれば良いのですが、再評価の際には、その時点における最新の物価変動や社会経済情勢を踏まえ、改めて事業費の精査を実施し、評価を行わせていただきたいと考えております。

吉田部会長：私から少し補足させていただきます。物価や労務費の上昇は公共事業を進めるうえで避けられない課題ですが、一方で「便益（B)」を算出するための想定被害額も、社会全体の資産価値や物価のスライドに伴って同様に上昇する傾向にあります。

したがって、費用と便益の双方がスライドするため、費用便益比（B/C）自体にはそれほど大きな違いは生じないものと考えられます。とはいえ、投資効率性の観点からは、注意深く事業費の推移を注視していく必要があるかと思います。

ほかにいかがでしょうか。三戸部委員お願いいたします。

三戸部委員：両河川に共通する点として、いずれも下流側において国管理の直轄河川（江合川、鳴瀬川）に合流していますが、国側においては現在、気候変動影響を織り込んだ河川整備計画の見直し等を進めているかと思います。合流地点のあたりの状況の変化と今回の整備計画の兼ね合いはどのようになっておりますか。

塚原河川課長：気温上昇による気候変動になりますが、降雨量が約 1.1 倍、洪水ピーク流量が約 1.2 倍になるという予測に基づき、現在、国において河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しが進められております。該当する流域につきましても、現在、国により河川整備計画の見直しが進められているところです。本県におきましては、まずは国により進められている部分の河川整備計画が固まった時点で、改めて判断してまいりたいと考えております。

三戸部委員：江合川や鳴瀬川について、どのように整備方針が変わっていくのか国の方でも、決まっていない状態であり、現在は国の整備方針が決まるのを待っている状態ということでしょうか。

塚原河川課長：河川整備基本方針の中で、流量規模などの大枠は固まっていると我々は考えております。現在、当面 30 年間の具体的な整備内容を規定する「整備計画」を現在策定中であるため、国の整備内容と整合を図りながら、県管理の支川をどのように整備すべきか、判断していきたいと考えています。

三戸部委員：令和 40 年度まで工期を延伸するとのことですが、その中で、国の整備計画の見直しを踏まえて、県の河川整備計画の見直しの可能性もあるということでよろしいでしょうか。

塚原河川課長：必要に応じて見直しの方は進めていきたいと考えております。

三戸部委員：分かりました。ありがとうございます。

吉田部会長：ほかにいかがでしょうか。内田委員お願いいたします。

内田委員：資料 7 の 7 ページに記載されている「変化要因②（便益算定精度の向上）」についてお伺いします。前回評価から 20 年弱が経過し、解析精度の向上によって氾濫区域の評価が広がり、浸水面積が増加したとのことでした。解析精度が向上したと理由づけられていますが、この解析における前提条件として、20 年間の「雨量の増加などの気象データの変化」や「流域の土地利用、地形の変化」などは、解析モデルに条件として組み込まれているのでしょうか。

塚原河川課長：前回の評価時の解析は、レベルバック浸水深という、水位を一定とし、水平に引き延ばしてそこに含まれる範囲を浸水範囲としておりましたが、今回の評価における氾濫解析では、降雨の計算から見直し、浸水範囲を算出しております。20 年間の雨量の変

化のみならず、地形データの変化、メッシュデータである資産価値や農地面積等の変化につきましても全て踏まえたうえで反映しております。
　前回は、浸水深から平行にレベルバックしていたものから、平坦な地形でも乗り越えるようなモデルを作成したことにより、より現実の水の挙動に近い形での浸水範囲、浸水深の計算が可能となったため、この新しい算出方法を用いて算出いたしました。

内田委員：ありがとうございました。

吉田部会長：ほかにいかがでしょうか。髙橋委員お願いいたします。

髙橋委員：資料 5 ページの「事業費増額の要因」についてお伺いします。世の中の物価や労務費の上昇に伴う増額については理解いたしましたが、一概にそれだけではないのではないと思いました。工期が 20 年間延伸することによる事業費の増額もあると考えられますし、一方で、用地費や補償費の変動は特にないようですが、もう少し詳細について説明していただけますでしょうか。

塚原河川課長：労務・物価上昇に伴う増額として、資料 6 も踏まえた御質問かと思います。資料 6 の事業費増減対照表を御覧ください。本工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、その他工事費等それぞれに労務物価上昇がかかっております。用地費及び補償費については、近年の地価の変動等はございましたが、今回の再評価においては、概ね大きな変動が生じていないことから、「変更なし」として据え置いて評価を行わせていただきました。また、働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額として、資料 7 の 5 ページに掲載しておりますが、口頭にて週休 2 日工事の実施による諸経費率上昇を述べましたが、その他に、近年の夏の猛暑に伴う熱中症対策費用の計上など、毎年工事の在り方を変更しているため、その都度諸経費率が上昇しております。そのような働きやすい環境を整えるための費用を含めて、一言で「働き方改革」として説明させていただきました

髙橋委員：内容について理解いたしました。また、事業が当初計画通りに進んでいないこと自体によるコスト増加はないのかという点について、もしそうしたコストが労務単価や物価上昇の中に内包されているのであれば、その旨を資料等に少し明記していただくと、事業費全体の整合性がより県民に見えやすくなり、理解が得られやすいのではないかと感じました。

塚原河川課長：事業が延伸した分の増額は、労務・物価上昇に含めております。資料の記載方法や表現方法を工夫できるよう、事務局と相談して検討させていただきます。

吉田部会長：私からも 1 点述べさせていただきます。従来の河川のインフラ整備においては、「降雨を早期に河川へ集水し、速やかに下流へ流下させること」が基本方針であったと思いますが、改修が中々進まないという現状、かつ気候変動による豪雨の激甚化に直面している現在においては、流出量を河川だけで処理するのではなく、河川への流入ピーク自体を抑制するアプローチも極めて重要となってくるかと思います。そこで周辺の水田等に一時的に雨水を貯留して下流への流出を遅らせる「田んぼダム」等、国においても「グリーンインフラ」の活用について掲げておりますので、そのような考え方を取り入れた整備を検討していただきたいと思います。

塚原河川課長：御指摘のありました、「グリーンインフラ」や「田んぼダム」の話について、国において「流域治水」という考え方のもと、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害軽減に取り組むこととされております。気候変動により河川だけで排水処理するのが難しくなってきているため、田んぼの活用、都市部においては地下貯留施設を造成する等の動きがございます。これから田尻川、多田川を整備する際にも、「流域治水」の考え方を取り入れながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

吉田部会長：ぜひよろしくお願いいたします。ほかに御意見はございませんか。

北辻委員：7 ページの浸水解析に関連してですが、多くの支川が複雑に合流している流域ですので、タンクモデルのような、どの川からどの程度の流量が流出し、合流点でどのようなバランスになっているのかを模式化した図が説明資料にあると、より理解しやすくなると思います。今後の評価や説明の際には、そうした見せ方の工夫も御検討いただけますでしょうか。また、気候変動によって想定を超える異常降雨が多発する中、計画規模である「1/50」の治水安全度で本当に地域を完全に守り切れるのかという不安もあります。これらへの検証や将来的な整備水準の考え方についてコメントをいただけますでしょうか。

塚原河川課長：貴重な御指摘ありがとうございます。まず、流域の流量バランスや流出量をお示しする図の作成についてですが、今後の再評価の際には、流出量について示せるよう工夫したいと思います。また、近年の異常な降雨についてですが、整備が完了すれば、1/50 の治水安全度が図られるとしておりますが、現行計画を前提とした評価でございます。今後雨量増加となる場合、計画していた 1/50 が、実は 1/40、さらに低下してしまうリスクは十分にあるため、これらについては、国が進めている河川整備基本方針を踏まえたうえで、我々としても改めて検証を実施し、目指す整備水準については、社会経済情勢の変化、国の計画の考え方及び気候変動の部分を踏まえながら適切に検討してまいりたいと考えております。

吉田部会長：ありがとうございました。

ひととおり委員の皆様から御意見を伺いましたので、事業における意見の取りまとめを行いたいと思います。

まず、「広域基幹田尻川河川改修事業」について、部会としては「事業継続妥当」の方向で意見をまとめたいと存じますが、いかがでしょうか。また、答申において、特に付すべき意見等はございますか。懸念される点として気候変動かと思いますが、これらは国の基本方針に沿って県において順次適切な見直しが行われるものと思いますので、附帯意見として付すまでもないかと考えておりますが、それ以外にございますか。よろしいでしょうか。

（委員一同　異議なし）

異議なしとのことですので、田尻川につきましては「事業継続妥当」の方向で取りまとめをさせていただきます。

続きまして、「広域基幹多田川河川改修事業」につきましても、同様に部会として「事業継続妥当」の方向で意見を取りまとめたいと存じます。こちらについて、特に付すべき意見等はございますか。

（委員一同　なし）

こちらも特段なしとのことですので、「事業継続妥当」の方針で意見をまとめさせていただきます。

以上をもちまして、河川課の審議を終了いたします。ありがとうございました。

担当課の入れ替えを行いますので、委員の皆様は少々お待ちください。

（河川課 退室、港湾課 入室）

吉田部会長：担当課の入れ替えが終わりましたので、次の事業の審議に入ります。続きまして、港湾事業について説明をいただき、その後に質疑応答を行います。こちらも本日の審議にて委員の皆様の了解が得られた場合につきましては、「継続妥当」や答申に向けた意見の有無など、部会としての意見の大まかな方向性を取りまとめたいと思います。

それでは、港湾課から説明をお願いいたします。

沼澤港湾課長：宮城県土木部港湾課長の沼澤でございます。よろしくお願いいたします。

資料 7 の 10 ページを御覧ください。

事業名は「仙台塩釜港石巻港区廃棄物海面処分場整備事業」、全体事業費は、65 億 8 千万円、事業採択年度は令和 4 年度、完成目標年度は令和 19 年度となっております。

「1. 事業概要」です。仙台塩釜港石巻港区は、原材料や燃料の輸入拠点として、大型バルク貨物船に対応した港湾であり、広域基幹産業拠点港として重要な役割を担っております。その中で航路泊地（必要水深-13m）におきましては、東日本大震災後に津波堆積物を一度除去して必要水深を確保いたしましたが、その後の波浪や潮流の影響により、周辺の土砂が再度流入し、再び水深が浅くなっております。

このため、利用船舶が潮待ちを余儀なくされたり、積載貨物量の調整を迫られたりすることで、多大な経済的損失が発生するなど、航路泊地の水深確保が喫緊の課題となっております。

現在、この航路泊地において国直轄事業として浚渫工事を実施しておりますが、浚渫によって発生する大量の土砂の受け入れ先が、令和11年度には不足する見込みとなっていることから、新たな受け入れ先の確保として、当該事業を行うものです。

平面図を御覧ください。雲雀野地区は埋立てを行い、沖合に展開しているエリアで、本事業ではA1地区及びA2地区の2箇所において事業を実施しています。構造について、標準断面図を御覧ください。主に基礎捨石からなる「傾斜護岸」を主体とし、一部方塊ブロックやケーソンにより整備する計画です。

11ページを御覧ください。

「2.事業の進捗状況等」です。

「(1)事業内容」ですが、令和7年度末時点の事業費ベースでの進捗率は19.6%となっております。現在は先行してA1地区の整備を施工しており、令和8年度は本体捨石工を施工しております。

「(2)事業費」についてです。事業着手時は33億9千万円、今回評価時は65億8千万円となり、31億9千万円の増額となっております。

「(4) 事業を巡る社会経済情勢等」についてです。浚渫土砂受入機能確保の要請ということで、事業概要にて御説明しましたが、石巻港区は、原材料の輸入拠点として役割を担っております。また、港湾背後には、令和6年3月に「石巻ひばり野バイオマス発電所」が新たに本格運用を開始に伴い、燃料を運ぶ大型バルク貨物船の入港船舶がさらに増加し、航路泊地の混雑が発生しています。

一方で航路泊地においては、埋没化が進んでおり、船舶の潮待ち等による入港が増えるなど非常に非効率な輸送を余儀なくされている状況です。このため、周辺の立地企業等からは航路泊地の浚渫を求められているところです。これまで浚渫土砂の受け入れを担ってきた雲雀野E区が令和11年度には浚渫土砂による埋立が概成する見込みであり、以降の浚渫土砂の受け入れ先として新たな施設が必要となっている状況です。

事業の役割の1つとして、大規模災害発生時への対応として、大規模災害発生時に発生する災害廃棄物等の受入先としても期待されます。

地元情勢及び地元の意見についてですが、「石巻港整備・利用促進期成同盟会」及び「宮城県商工会議所連合会」から、当処分場整備の整備促進について、毎年強い要望をいただいております。

「(5)期待される効果」についてです。浚渫事業の促進による航路水深の確保、浚渫土砂の輸送距離短縮によるCO_2排出ガスの削減、管内他公共事業で発生する残土の受入、最近は特に国土強靭化絡みで河川の堆積土砂撤去が行われておりますので、そのような堆積土砂等の受入及び災害廃棄物等の受入場所の確保などの効果が期待されます。

「(6)代替案との比較検討」についてです。浚渫土砂について、経済性及び環境への負荷軽減の観点から「廃棄物埋立護岸」において処分することが最も有利であり、代替案はないと判断しております。

「(7)コスト縮減計画」についてです。施工方法において海上施工と陸上施工を併用することで、コスト縮減に努めております。

「(8)費用対効果」についてです。港湾整備事業の費用便益分析マニュアルに基づき効果を算出しております。表を御確認ください。事業着手時の費用便益比(B/C)は 9.3、今回再評価時は 5.1 となっております。

「3 評価」についてです。県の対応方針案としては「事業継続」と考えております。事業継続とした理由ですが、当該事業を実施し、浚渫土を受け入れることで、浚渫事業が推進され、効率的な輸送が可能となり、地域産業の活性化につながるほか、浚渫土砂の輸送距離短縮による環境負荷等の軽減や新たな土地が造成されることによる賑わいの創出、大規模災害への対応が可能となるなど様々な効果が期待されるため、早期完成に向けて事業を進めていく必要があると考えております。

続きまして、資料の 12 ページ及び 13 ページの補足資料を用いて、事業費の大幅な増額、及び工期の 10 年延伸について、その要因を詳細に御説明いたします。

12 ページを御覧ください。全体事業費が 33 億 9 千万円から 65 億 8 千万円へと、31 億 9 千万円増額となっております。資料のうち、赤色の箱枠に記載の内容は増額内容を示し、青色箱枠に記載の内容は減額内容を示します。

労務単価及び物価上昇に伴い 7 億円の増額であり、建設工事デフレータを用いて算出しております。

関係機関協議に伴い、8 億 5 千万円の増額となっておりますが、その理由として、傾斜断面の材料には、当初、公共工事からの建設発生土を再利用し、コスト縮減を図る計画としておりましたが、建設発生土を確認したところ、盛土材料に適さない材質でした。また、漁業協同組合との調整を実施した結果、水質汚濁が発生しない材料に変更するよう要望があったため、使用材料の変更が生じたものです。

続きまして、現場条件の変更に伴い 17 億 2 千万円の増額となっております。現場条件の変更は大きく 3 点ございます。

1 点目は、海底地盤高の変更に伴う護岸断面の変更により、7 億 7 千万円の増額となっております。現地踏査の結果、海底地盤高が当初想定していた高さよりもさらに低い(深い)ことが判明し、所要の性能を確保するため、護岸断面の変更が生じたものです。図を御確認ください。

最大水深が当初の「-6.9m」から「-8.5m」と 1.6m も深かったため、これにより、所定の護岸高を確保するために堤体断面が大きく膨らむことになりました。

2 点目は、海底地盤が深くなり堤体断面が大きくなった結果、護岸構造物全体の自重が大幅に増加しました。これにより、地盤改良工が必要となったため、6 億円の増額となってお

ります。

3 点目は、現地踏査結果に伴う既設構造物(消波ブロック)の撤去工の追加によるものです。当初は、撤去はせず、存置していても施工上の支障がないと判断しておりましたが、現地踏査の結果、支障となることが判明したため、必要最小限の範囲で撤去する必要があるということで、3 億 5 千万円の増額となっております。

13 ページを御覧ください。「期間延伸の概要」です。当初は令和 9 年度の完成を見込んでおりましたが、令和 19 年度へと 10 年延伸いたします。延伸の要因は 2 点あり、赤枠で示しております。

1 点目です。A1 地区におきまして、当初は令和 5 年から令和 7 年の 3 年間と想定しておりましたが、令和 11 年まで 7 年延伸しております。当初は、1 年間を通して施工ができると想定しておりましたが、事業着手後、漁業協同組合との協議により、海苔や牡蠣の養殖時期は除いて欲しいという要望を受け、5 月から 9 月の 5 か月間での施工となりました。

2 点目です。A2 地区におきまして、A1 地区と同様に、当初は通年施工ができる計画と想定しておりましたが、漁業協同組合との調整の結果、期間の制約が生じました。また、施工開始時期は、A1 地区との同時施工を計画しておりましたが、作業船(地盤改良船等)がアンカー等を考慮すると、船同士が錯綜し、同時施工が困難となるため、A1 地区の施工が完了したのち、A2 地区の施工を行うことといたしました。そのため、完了時期が、令和 9 年度から 10 年延伸して令和 19 年度となっております。

私からの説明は以上となります。

吉田部会長：ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見はございませんか。北辻委員お願いします。

北辻委員：2 点質問させていただきます。

1 点目は、東日本大震災後に一度は必要水深まで浚渫を実施した航路・泊地において、その後、波浪等により土砂が再堆積（埋没）して浅くなっているという現状についてです。

今回、浚渫を施工していますが、これにより将来的に航路等の再埋没は抜本的に解決となるのか、今後もさらに浚渫が必要となるのでしょうか。また土砂の流入源自体に対する抜本的な流出防止対策などは講じられているのでしょうか。

2 点目は、海底地盤高が当初想定よりも最大 1.6m 深くなっていたために護岸断面の拡大等の仕様変更が生じたとのことでしたが、港側に震災による地盤沈下の影響はあったのでしょうか。

沼澤港湾課長：石巻港の周囲には、波の進入を防ぐための大きな雲雀野防波堤が整備されております。

しかし、東日本大震災時の巨大な津波はこれらの防波堤を完全に乗り越えて押し寄せ、港

湾全域に多大の堆積物を残していきました。そのため、速やかに航路の開港を行うべく、緊急的に船が通る「航路」と船が停泊する「泊地」の範囲を速やかに浚渫を行い、水深を確保いたしました（資料 6 の 39 ページ(図面の赤色エリア)）。

しかし、この航路・泊地以外の周辺水域（防波堤の際など）は、航路・泊地になっていないため、浚渫は実施しておらず、津波堆積土砂は残されておりました。そのため、長年の波浪や潮流の作用によって、浅いところ(浚渫していない場所)に溜まっていた津波堆積土砂が徐々に航路・泊地内へと流れ落ち、再度浅くなったため、今回、国直轄事業により浚渫を実施中です。

震災から 15 年が経過し、周辺に残留していた不安定な土砂は、すでに相当の割合が航路に流れ落ち切ったと考えており、未来永劫浚渫しなくてよいかは断言できませんが、今後は維持浚渫のみで足りるのではないかと考えております。

したがって、今回の国直轄事業による約 56 万 m^3 の浚渫によって、一区切りがつくと認識しております。

次に、2 点目の地盤沈下・隆起の影響についてです。震災直後は石巻地域で地盤沈降が発生しました。当初の設計段階では、海上保安庁の海図を元に設計をしております。

しかし、海図は地盤隆起等を考慮していない震災前の海図であるため、当初設計では地盤沈下・隆起を考慮はしておりません。結果として、沈下していたものが隆起しているということになるため、現時点において測量を詳細に実施した結果、当時の海図の水深よりも 1.6m ほど深くなっていたものです。

吉田部会長：ありがとうございました。北辻委員よろしいでしょうか。

北辻委員：はい。

吉田部会長：ほかにいかがでしょうか。三戸部委員お願いします。

三戸部委員：便益の計算について確認させていただきます。資料 6 の 36 ページによると、浚渫土のほかに、仙台港、塩釜港等の他港湾からも土砂を持って来ていますが、これは当初の目的ではないものの、この処分場を整備することによって、他港湾の機能維持にも貢献し、その分のコスト縮減効果も得られる、という理解でよろしいでしょうか。

沼澤港湾課長：御質問ありがとうございます。そのとおりです。当海面処分場は全体で 120 万 m^3 の容量を有しております。このうち、今回の当地区の国直轄浚渫土砂として約 42 万 m^3 を受け入れます。残りの約 80 万 m^3 の容量については、周辺港湾（4 港）において、船舶の安全な通航を確保するために毎年定期的に実施している維持浚渫で生じる浚渫土砂の受入処分先として活用いたします。

三戸部委員：ありがとうございます。もう 1 点ですが、現在の浚渫事業の他、維持浚渫土砂の受入にも活用するとのことですが、この処分場（全体容量 120 万 m³）は、満杯になるまでに何年程度稼働することを見込んでおられるのでしょうか。また、他港湾から毎年どの程度の土砂が搬入される見込みですか。

沼澤港湾課長：本事業で整備する処分場は、全体で 120 万 m³を有しており、そのうち、約 42 万 m³が国直轄の浚渫土砂を受け入れることとしており、残りの約 80 万 m³については、4 港湾からの維持浚渫により生じた浚渫土砂を受け入れます。4 港湾からの浚渫土砂の受入量は、定常的に年間約 5 万 m³前後の発生を見込んでおります。そのため、残りの 80 万 m³の容量が年間 5 万 m³ずつ投入すると仮定すると、約 16 年間で満杯となる計算になるので、令和 12 年度から本格的に受け入れを開始しますと、令和 34 年度頃に満杯となって処分場としての事業効果が完了する見込みです。

三戸部委員：16 年、すなわち令和 34 年度頃までは他港湾の維持浚渫土砂の受入先としても機能し続けるということですね。事業期間が 50 年等の長期になる場合、沈下だけでなく、海面上昇等の影響を懸念しましたが、約 20 年弱で満杯となり役割を完了するのであれば、海面上昇影響を懸念するほどの大きな影響はないと思いましたので、問題はないと思いました。ありがとうございました。

吉田部会長：ほかにいかがでしょうか。内田委員お願いいたします。

内田委員：期待される整備効果の中に「大規模災害発生時における災害廃棄物等の受け入れ」が挙げられております。将来的にこの場所が「災害廃棄物の仮置き場や最終処分場になり得る」ということについて、周辺住民の皆様には事前に周知や説明がなされているのでしょうか。

沼澤港湾課長：東日本大震災の際、石巻市では膨大な震災瓦礫が発生いたしましたが、事前に処分先を決めておらず、その際、急遽計画を変更し、港雲雀野地区に約 80 万 m³の震災廃棄物を受け入れて分別・処理を行った経緯があります。

今回は、120 万 m³は基本的に浚渫土砂を令和 34 年まで受け入れる予定ですが、この稼働期間中に、万が一東日本大震災のような大規模な災害が発生した際には、浚渫土砂の受け入れを一時調整し、最優先で災害廃棄物を受け入れることが可能な機能を有している、という整理です。

住民への説明につきましては、港湾事業による浚渫土砂の受け入れを優先することとしており、災害廃棄物の容量を空けておくわけにもいかないため公表しておりませんが、発災

時には、災害廃棄物の受入施設としての活用効果があると考えています。

内田委員：災害廃棄物の処分先として計画しているわけではないが、発災時には、災害廃棄物の受入施設としての可能性はある。住民はこの可能性については、御存知ないということですね。ありがとうございました。

吉田部会長：ほかにいかがでしょうか。髙橋委員お願いいたします。

髙橋委員：質問というよりは、委員として 1 点、意見を述べさせていただきます。今回の再評価資料を拝見し、当初の事業費 33.9 億円から 65.8 億円へと 2 倍近くに増額している点は、率直に申し上げて少々異常な増額幅であると感じております。海底地盤が実際に掘ってみたら深かったこと等については、工事を進める中でやむを得ず判明した現場条件の変更であるため、ある程度理解はいたします。

しかし、漁業協同組合との協議に伴う増額につきましては、当初計画の段階で、使用する材料の材質については、より事前に慎重に確認することで、予算をより精緻に詰められたのではないかと感じた事業でした。

吉田部会長：ありがとうございました。

私から最後 1 点、提言をさせていただきます。今回の事業におきまして、費用便益比(B/C)は「5.1」と、事業継続の目安である「1.0」を大幅にクリアしており、十分な投資効果があることは明白でございます。

しかしながら、この B/C の算定において、国のマニュアルに基づき便益として評価・算出されておりますが、本事業の真の目的は、冒頭に課長から御説明があったとおり、「航路の水深を-13m に維持することで、大型貨物船の潮待ちや貨物積載量制限による経済的損失を解消すること」にあります。この効果こそが、本事業の最大の社会的意義・便益だと思いますが、これは費用便益として数字（B/C）だけでは表現できません。

したがって、再評価調書の文章等に、定性的な効果として「航路泊地の確保に伴う、航行制約の解消に伴い、経済的効果がある」旨を記載していただくとよろしいかと思いますので、ぜひ御検討ください。

沼澤港湾課長：おっしゃるとおり、現在の国の B/C マニュアルの算定枠組みでは、廃棄物埋立護岸の整備のあり・なしの場合の処分コストの比較という定量的かつ限定的な算出できません。定性的な内容については、再評価調書の 35 ページに事業効果として記載させていただいております。

吉田部会長：皆様から貴重な御意見を伺いましたので、本事業の取りまとめを行います。

「仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区廃棄物海面処分場整備事業」について、部会として「事業継続妥当」の方向で意見を取りまとめたいと存じますが、いかがでしょうか。また、答申に向けて特に付すべき意見等はございますか。特に付すべき意見はないということでよろしいでしょうか。

（委員一同　異議なし）

異議なしとのことですので、港湾事業につきましても「事業継続妥当」の方針で決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして、河川事業及び港湾事業の審議を全て終了いたします。予定していた事業は以上になりますが、委員の皆様、ほかに何かございますか。

よろしければ、議事を終了いたします。事務局に進行をお返しいたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

阿部行政評価班長：事務局より再度御連絡でございます。

本日の第 1 回部会終了後の今後の予定についてです。会議の冒頭でも説明させていただきましたとおり、9 月 8 日（火）に現地調査、11 月 13 日（金）に第 2 回公共事業評価部会、11 月 18 日（水）に第 3 回公共事業評価部会を予定しておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

なお、「現地調査」の出欠確認につきましては、これから委員の皆様へメールにて正式に御依頼させていただきます。お手数をおかけいたしますが、メールが届きましたら御確認の上、期日までに御回答いただきますようお願い申し上げます。また、現地調査は 9 月 8 日（火）午後 1 時 30 分から午後 5 時 10 分までを予定しております。現地調査に参加される委員におかれましては、宮城県行政庁舎玄関前に、午後 1 時 20 分までにお集まりいただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡事項については以上でございます。

それでは、以上をもちまして「令和 8 年度第 1 回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」を終了いたします。

本日は、長時間の御審議誠にありがとうございました。